特定非営利活動法人ほこほコネクト定款

1. 総　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ほこほコネクトという。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を長野県上田市真田町長4646番地に置く。

1. 目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、地域の人々及び世界の人々に対して、人権の擁護、啓発活動及び途上国支援活動、そして地域の人々が安心して生活するための防犯活動などにより、人々の社会参画と人の交流を促す事業を行い、お互いの人権の尊重と平和で安心して暮らせる社会の創造に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療または福祉の増進を図る活動

（２）社会教育の推進を図る活動

（３）まちづくりの推進を図る活動

（４）災害救援活動

（５）地域安全活動

　　　（６）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（７）国際協力活動

（８）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）地域の安心・安全生活のための防犯、防災活動事業

（２）地域の人材育成、啓発活動、研修活動等による地域振興事業

（３）人権、環境、平和に関する教育啓発活動事業

（４）途上国における貧困解決のための支援事業

（５）国連機関、NGO等への活動支援事業

（６）地域の国際交流活動の推進事業

（７）その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　　会　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(3)　名誉会員　この法人の目的に賛同し、理事会又は総会において推薦された個人

（入会）

第７条　会員の入会については特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届を提出したとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、 総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけるか、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

1. 理事　3人以上7人以下

(2)　監事　1人以上2人以下

２　理事のうち１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　前条役員は、総会において正会員の中から選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の2分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　　総　会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

２　正会員以外の他の会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）

第23条　総会は、次の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更

(5)　事業報告及び収支決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他この法人の運営に関する重要な事項

（開催）

第24条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の５分の２以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3)　第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条　総会は前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面等（ファックス又は電子メールなどの電子媒体を含む。）により、少なくとも５日前までに通知

　しなければならない。

（議長）

第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（定足数）

1. 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等（電子メールなどの電子媒体を含む。）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印しなければならない。

第６章　　理　事　会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3)　第15条第4項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面等（ファックス又は電子メールなどの電子媒体を含む。）をもって少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印しなければならない。

1. 部会等

（部会等）

1. 理事長は、この定款で定めるもののほか、理事会の承認を得て必要な部会等を設置する

ことができる。

（部会等規則）

1. 前条の部会等の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定

める。

第８章　　資産及び会計

（資産の構成）

第41条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された財産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　事業に伴う収入

(5)　財産から生じる収入

(6)　その他の収入

（資産の管理）

第42条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第43条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び収支予算）

第44条　この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事

会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

　（予備費の設定及び使用）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

　２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年6月１日に始まり、翌年5月31日に終わる。

（臨機の措置）

第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第９章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければ　ならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章　　公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１１章　　雑　則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　　　 宮下　俊哉

副理事長　　 宮島　泰弘

同　　　 佐藤　論征

理事　　　　　 花岡　篤

同 清水　準

監事　　　　　 山口　功

同　　　　　　 大塚　久文

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２４年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成２３年５月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）正会員　　 　個人　　入会金　 500円　　年会費　 3000円

　　　　　　　　　　 団体　　入会金　5000円　　年会費　10000円

（２）賛助会員　　個人　　年会費　1000円

団体　　年会費　5000円